

第35回 地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年12月9日（木）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

鹿児島地方裁判所交通講習室

3 出席者

遠藤真澄（委員長），大脇通孝，河野総史，中根総子，中村啓子，西木場洋子，野々垣隆樹，福林千博，餅原尚子

（敬称略，五十音順）

4 議事

(1) 委員紹介

(2) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 「民事調停制度の活用について」

鹿児島簡易裁判所庶務課長 川 畑 洋 一

2 質疑応答，意見交換 (□委員長，○学識経験者，◎法曹委員，◇裁判所)

○ 過去の鹿児島簡裁の民事調停事件数の変遷の特徴を教えてください。

◇ 平成15年がもっとも多く，民事調停事件と特定調停事件を合わせて8700件程度でしたが，令和2年は民事調停事件のみで142件でした。

○ 民事調停は「話し合い」で解決を図るという説明がありました。しかし，実際には，別々の待合室にいる当事者を一人ずつ呼び出して話を聴き，当事者同士が直接向き合って話をする形式ではないとインターネットに書いてありましたが，そのような認識で間違いありませんか。

◇ 基本的には，申立人，相手方の順に交互にそれぞれの話を聴きます。当事者双方の了解の基に同席で行うこともあります。

□ 相手がいると調停委員に説明できない，顔も見たくないなど，いろいろな事情もあるので，当事者双方から別々に話を伺うことが多いのではないかと思います。

○ 民事調停委員の数と，調停委員の専門性やメンタルヘルスについての研修などについて教えてください。

◇ 鹿児島簡裁の民事調停委員は，現在30名位です。

研修については，任命後4，5年の間に5回開催しています。経験の度合いに応じて専門的に行うようにしています。具体的には，事例問題を，ロールプレイで実際の事件処理のように体験してもらっています。例えば，窓口で書記官が，申立人の相談を受けた情報の共有を先ず行い，申立人から出た書類，相手方から出た書類，証拠などを検討し，裁判官と打ち合わせてどのように進めましょうかという話をします。実際に申立人，相手方から事情を聴いて，裁判官とどういう解決案にして，どのように提示するかというようなことを検討し

ています。

調停を利用する方は、調停であっても、裁判所の法的な判断、分かり易くいうと、裁判をしたらどうなるかを知りたいという思いがあります。そのため、調停においても事実認定を行い、裁判所の判断を基に解決案を策定し、それを示すことが求められており、調停委員に、これらのことを行う能力を高めてもらうような研修を実施しています。民事調停委員のメンタルヘルスに特化した研修は行っていません。

- 民事調停事件数の減少は、民事調停委員が経験を積む機会の減少につながっています。特に小規模庁や離島で顕著であり、その意味でOFF-JTの研修が重要となります。民事調停委員のメンタルヘルスについては、ケース研究会などで、調停委員同士が忌憚のない悩みなどを話し合う中で解消していくものもあると思います。
- 裁判所の認識としては、訴訟をするまでには至っていないけれど、調停手続を知らないばかりに動き出せない国民がたくさんいて、調停手続が国民に認知されればニーズはまだあるということですか。
- ◇ 調停はこの国で長く利用されてきた制度であり、国民性に合致する手続であると考えています。調停のことを知らずに手続を利用できないということは避けたいと思っています。
- ADRは、交通事件や公害事件など特定の事件で利用されていると承知しています。民事調停は、裁判所が運営主体となり、特定の事件に限られず、広く民事紛争全般を対象として、全国の簡易裁判所で利用することができます。また、調停委員会は、法律の専門家である裁判官と、民間から選ばれる非常勤の国家公務員である調停委員の原則3名以上で構成されますが、裁判官の法的見解を踏まえつつ、調停委員の社会的常識を反映した、妥当で落ち着いたの良い紛争解決に導くことができます。

さらに、調停手続の中で、事実の調査や証拠調べに基づいて適切に事実認定

をした上で、調停案をあっせんしますが、調停が不成立となっても、調停に代わる決定ができるということも、優れた制度ではないかと思えます。その意味でも法的な判断に裏打ちされた合理的なあっせんが行われることが、予定されていると言えます。国民のみなさんにとっては、裁判所の手続である調停を利用すれば、自分たちの紛争について、法律を基礎として、公平に解決してくれるであろうと期待できる制度なのです。

交通事故などは、弁護士に委任されて訴訟が提起されることが多いという説明もありました。調停ではいつまで話し合いが続くか分からないという見通しのなさもあって、訴訟提起に流れているというようなことも考えられます。ただ、おおむね3回くらいで調停案を出していることを周知するなどすれば、もう少し利用していただけるのではないかという気もしています。

○ 一般市民としては、問題が発生したら、弁護士を通さなければ解決はできないと思っています。交通事故の保険に入るときにも、何か問題があったら弁護士費用までセットになっているものを付けます。金銭面の負担も少なく、自分たちが中に入ってもめたくないという心理が働いて、自分たちが動かなくていいように、第三者にお願いしようという考えがあるのかと思います。

◎ 2点教えてください。

1点目は、本人申立てと、弁護士又は司法書士などによる代理人申立ての割合はどの程度かということです。

2点目は、インターネット上の民事調停申立書の記載例には、相手方の情報が分かっている場合にはその情報を、また、会社であれば登記の内容を記載してくださいと注意書きがされていましたが、相手方の情報を、申立てをしようとする方がきちんと知らないときに、裁判所の窓口でどのような対応をされているのかということです。

◇ 弁護士受任事件は27%（内訳は、双方受任13%、申立人のみ受任10%、相手方のみ受任4%）、残りの73%は本人が行っています。司法書士が代理人

となっている事件はほとんどありません。

申立人に対して相手方の情報を取得するための方法をお知らせすること（戸籍の附票や会社の登記事項証明を確認するなど）はしています。

- ◎ そもそも、相手方の住所が分からない場合など、申立てをせずに帰られる方も一定数はいますか。
- ◇ そういうケースもあります。個人では相手方の住所をたどるのは容易ではないことから、司法書士への依頼を助言するなどしています。
- 調停制度がより活用されるために何か工夫する余地はありますか。また、裁判所のウェブサイトについて何か御意見はありますか。
- 訴訟による解決を求める人が増えているということで、広報の視点として、訴訟と対比して、「訴訟は公開だけど、調停は非公開」というような表現で調停の秘密が守られるというメリットをアピールすることもよいかと思いました。

また、全国どこでも調停が可能であり、裁判官の法的判断の上に、調停委員の社会的常識を反映した解決案を提示するといった世界でもめずらしい、我が国の制度を広報のポイントに含めてもよいと思いました。広報のアピールポイントをもう少し強調できるとよいという感想です。

- ◎ 委員の言われた非公開、つまり、表沙汰にしないで解決する方法という所が、調停制度広報の一つのセールスポイントになるとと思いました。

また、思っていたよりも本人申立てが多いという印象ですが、申立人へのアンケートを実施して、申立ての経緯等をリサーチして、広報の方策を考えることも可能なのではないかと思いました。

相手方の情報は、会社や事業者であれば、名刺、請求書、領収書などで、ある程度分かると思いますが、連絡先を知り得ない場合であっても民事調停を利用できることもアピールポイントになると思います。

- ◎ 申立人が調停制度をどういう形で知ったかという、ルートを知ることは非常

に重要だろうと感じています。

調停制度の特徴を挙げていますが、どのメリットをアピールするかをきちんと伝えるようにした方がよいという気がしています。その意味で、一つの要望としては、できるだけ人に知られたくないという気持ちで調停を申し立てる人が多い気がしていますので、訴訟との対比で非公開であるということは、民事調停の特徴の一つとして、もっとアピールしてもよいと思います。

また、「本当にまだ掘り起こせるほど民事調停のニーズがあるのか」という指摘も気になっていまして、ニーズの予測を間違えると、うまく広がっていかないかもしれません。民事調停制度は、民事調停以外の紛争解決手続との競争に晒されていて、その競争の中でこの手続が生き残っていくためにはどうしたらいいかを考えていかないと、周知しても使われないということになりかねないと思います。民事調停に携わる裁判官、調停委員、書記官の皆さんが更にブラッシュアップしていただいた方がよいという気がしています。

- 私は30年位前に海外の裁判所のお世話になったことがありました。学生の時にオーストラリアでアルバイトをしていて、賃金を一か月払ってもらえないことがありました。その時は、大学に弁護士がいて、その弁護士に無料で相談でき、調停よりはもっと簡単な手続だったと思いますが、私にはバイト代を受け取る権利があるということなどを書く、裁判所が書類を作って相手方に送り、相手から反対意見がなければお金を払わなければいけないというものだったと思います。その時初めてそのような簡単な方法があるということを知りました。学生でお金もなかったので非常に助かったという思い出があります。

もし、そのような紛争を抱える方がいらっしゃるとしたら、今の時代、インターネットで検索しますので、そうした紛争を解決したいという方に正しい情報を届けるにはどうしたらよいかということだと思います。今で言ったら「チャットボット」みたいに、「私はこれで困っています。」、「はい。」、「いいえ。」などのやり取りで選んでいったら、「この方法がいいかもしれませ

ん。」，「あなたには調停が合っているかもしれません。」というような機能があると，ウェブサイトをもっと利用してもらえるのではないかと思います。

○ 私も，何か分からない事があつたらすぐインターネットで調べますので，ファシリテーター的なチャットのようなものによって，自分の問題はどこに相談すればよいかという方向性さえ分かれば，裁判所ウェブサイトを利用する人はいらっしやると思います。ちょうど，来年が100周年ということであれば，それを打ち出すよいチャンスなのかと思います。

○ 私はこの民事調停というのは，もっと広報すべきだと思っています。自分も民事調停ということに対してほとんど意識がありませんでしたが，おそらく，一般の方も同様ではないかと思います。「調停」という言葉からは，離婚調停が思い浮かびますが，近隣住民とのトラブルや交通事故の賠償金などで頭に浮かぶのは「訴訟」です。裁判はちょっと大変そうだったときに，「訴訟」の他に「調停」というものが選択肢にあるということが一般の方たちには頭に浮かばないと思います。日頃から様々な媒体で調停のことを耳にすることで，意識の浸透を図ることが大事だと思いますので，100周年を機に，インターネットはもちろん，テレビ，ラジオ，新聞，雑誌なども活用する方がよいと思います。

また，「話し合いで解決する」という表現は，ちょっと誤解を招くと思います。つまり，トラブルを起こして，話し合いでは解決が付かないと思っている人に，話し合いで解決しますと言われても，それは違います。後は，「訴訟しかない」という意識になりますので，広報におけるこの言葉の使い方は，もう少し工夫した方がよいと思います。

話し合いによる実情に合った円満な解決というのはよいですが，あまり「話し合い」を前面に出すと，当事者同士の言い合いのようなイメージが強いので，調停制度の他のメリットを前面に押し出してPRするのがよいのではないかと思います。

います。

例えば、法的判断が必ず入ることや、手数料が思った以上に安く、こんなに安い金額で専門家の方々に話を聞いてもらって解決策が見いだせるのかというのが驚きだったので、ここもPRポイントだと思います。「非公開」だったら訴訟よりよいと思われる方は多いと思います。民事調停のメリットを一般の人に伝えられれば、選択肢として民事調停を選ぶ方は増えてくると思います。100周年を機に是非広く広報するとよいと思います。

- そもそも、一般の方は、裁判所ウェブサイトにとどり着く方法を認知していないので、民事調停を検索することはあまりないのではないかと思います。今後の広報として、一般の方が民事調停という言葉を目にして、スマホで検索してみるような機会をたくさん設け、「民事調停」という言葉を毎日聞くようにすれば、検索するようになると思います。ウェブサイト自体を充実させるだけでは、なかなかウェブサイトの利用につながらないと感じました。そういった形での広報は大事だと思います。

また、今も調停が訴訟と比べて垣根が低いのは分かりますが、民事調停自体の垣根を更にもっと低くできないかと思います。前回、民事訴訟のIT化で、離れたところからでも参加できるということでしたので、調停も調停室まで行かなくても簡単に参加できるとか、土日もできるとか、制度自体も更に垣根を低くしていくと、裁判は土日にやるということにはならないでしょうから、差別化は図れると思います。

- ◎ 弁護士の立場から意見を言わせていただきますと、民事調停はあまり利用していません。なぜかというところ、民事調停は、最初、裁判官が立ち会っていないことがあり、調停委員会が法的な基盤に立った意見や解決策の検討を行っているのか疑問に思うからです。

調停の認知度の問題もありますが、調停委員会の運営の在り方として、裁判官が最初から立ち会って、当事者の主張を理解し、二人の調停委員と協議し、

調停委員会としての意見を開陳するというふうにしていただければと思います。一方で件数が増えている労働審判は「ざっくり解決」なのですが、おおむねそこで70～80%は解決しています。弁護士の立場からすれば、調停委員会も、代理人に対して、それなりの法的な見解をバックにした調停案を示していただければ、もう少し弁護士も利用すると思います。

調停の認知度の問題にプラスして、調停委員会の運営の在り方について、弁護士としても信頼して利用できるような運用を検討していただければと思います。

調停制度が活用されていない理由として、「訴訟による解決を求めている人が増えている」とありますが、データ的に見ると民事訴訟も過去30年で最低であり、訴訟により解決を求めている人が増えているわけではないと思います。交通事故の場合や近隣問題にも利用することができる弁護士特約の付く保険が徐々に普及してきています。少なくとも物損等については、相手方が保険会社ですから、双方の弁護士が示談で話し合いをします。示談で解決できないものは調停は利用せず、裁判になります。訴訟が増加しているというのは、弁護士特約付保険が増えて示談が増加しているということで、示談で解決しないものは、訴訟になるという話だと思います。ですから、調停事件が活用されない理由についても、もう少し検討すべきではないかと思います。

消費生活センター、弁護士会、司法書士会などの個々のデータは持ち合わせていませんが、消費生活センターの相談員の活躍は増えていると思います。ただ、調停とADRのすみ分けは進んでいるか、利用されているADRと、利用されていないADRがあるのではないかなど検証した方がよいと思います。

- 確かに、労働審判は利用も増え、解決率も9割程度に達していますが、民事調停も6割程度の解決率があり、以前よりは短い期日で調停案を提示する、裁判官が最初から立ち会っていないなくても、必ず調停委員会で事前評議を行い、適宜評議に入るといった形で、法的バックボーンを強くするという改善に取り組ん

でいます。

いただいた御意見を参考にさせていただきながら，調停が更に活用されるように今後も取り組んでいきたいと思ひます。